

平成24年7月16日

中東協力センター主催：

イラクにおけるビジネス法体系と 輸出・輸入分野の法律

一般財団法人比較法研究センター

木下孝彦

立命館アジア太平洋大学

鈴木康二

目次

- ◎ 本調査の概要
- ◎ イラクの法体系
 - (1) イラクの法律の概要
 - (2) イスラム法との関係
 - (3) クルディスタン地域の法律
 - (4) イラクビジネス法体系図
- ◎ 輸出入分野におけるビジネス法（概要）
 - (1) 概要
 - (2) 製品の「輸入」と「流通」
 - (3) 供給契約
 - (4) 商事代理人
 - (5) 会社設立にあたって
 - (6) 会社登記
 - (7) 課税
 - (8) 知的財産権
 - (9) 紛争解決

目次

- ◎ 輸出・輸入分野における法律（各論）
 - (1) 会社法
 - (2) 登記代理人
 - (3) 商事代理人法
 - (4) 外国会社による支店及び代表事務所登記
 - (5) 民法
 - (6) 政府契約施行規則
 - (7) 競争法
 - (8) 消費者保護法
 - (9) 商品保護法
 - (10) 関税法

参考：平成24年度 中東等産油国原油投資等促進事業（イラク関連）「イラクビジネス関連法に関わる法制度調査」調査実施報告書

本調査の概要

調査の概要

◎ 背景

- ODAによる復興支援：最大50億ドル（2003年10月マドリード会合で表明）
- 2010年 日本・イラク投資協定締結



貿易・投資
促進

◎ 課題

- ビジネス法がウェブサイト等で十分提供されていない
- 英語の資料もあるが、アラビア語の資料が多い
- 日本語に翻訳された法律が少ない

■ 目的

- イラクの法律を体系的に整理する
- 日本法との比較的視点で解説する
- イラクでビジネスを行うにあたり法的留意点を明記する

■ ビジネスに係る主な法律分野

①

• 輸出・輸入

②

• 技術移転

③

• 直接投資



それぞれで関連する法令（法律、規則等）は異なる。

イラクの法体系

(1) イラクの法律の概要

◎ イラクは連邦制度である (2005年イラク憲法第112条)

連邦政府 (憲法第107条)

- 外交政策
- 国家安全
- 財務及び関税
- 通信及び郵政
- 海外からの水資源に係る政策、他

地方政府 (憲法第110条)

- 地域の慣習
- 電力エネルギー及びその配電に関する規制
- 環境政策
- 開発及び総合政策
- 公共衛生
- 教育、他

※ なお、石油とガスに関しては、連邦と地方が共同管理 (憲法第112条)

(2) イスラム法との関係

◎ イスラム教が法律の基盤となる (2005年イラク憲法第2条)

イラク民法前文で、民法の条文はシャリーア法に基づくものと規定

成文化された法律はシャリーア法に優先する

判断する基盤としての法律や慣習がない場合はシャリーア法が適用

契約法はシャリーア法と矛盾してはいはいけない。(例：ギャンブルに関する法律はシャリーア法に抵触)

裁判所は、一般裁判所とシャリーア裁判所があるが、シャリーア裁判所は主にイスラム教徒の家族法について審理

(3) クルディスタン地域の法律

1920年サービス条約（Treaty of Services）：イラク政府から特定民族として自決権が認可

1970年代：イラク政府との間でクルド人の自治権を認める合意がされたもののサダム・フセイン政権下の民族浄化政策でクルド人の権利が弾圧された。

1991年：湾岸戦争後の安全保障理事会決議688（Security Council Resolution 688）により、再度クルド人の自決権と地域の安全が確立

2003年から：サダム・フセイン政権の崩壊によりクルディスタン地域の政治的・経済的発展が再加速

2005年：イラク憲法によりクルディスタン地域の自治権が認可（第112条）。クルディスタン地域政府の設立。

1991年以前に制定されたイラク法はクルディスタン地域にも適用される

1991年以降にサダム・フセインによって制定された法律、連合暫定施政当局（CPA）によって制定された法律、及び、イラク新政府によって制定された法律は、クルディスタン地域で適用されるものと適用されないものがある。

クルディスタン地域政府が整備していない法律については、1991年以降のイラク法を適用することもある。

クルディスタン地域でのイラク連邦法と地域の法律の適用について争いがある場合、地域法が優先する場合がある。しかし、イラク政府が憲法に基づき管轄する法領域はこの限りではない。

(4) イラクビジネス法体系図

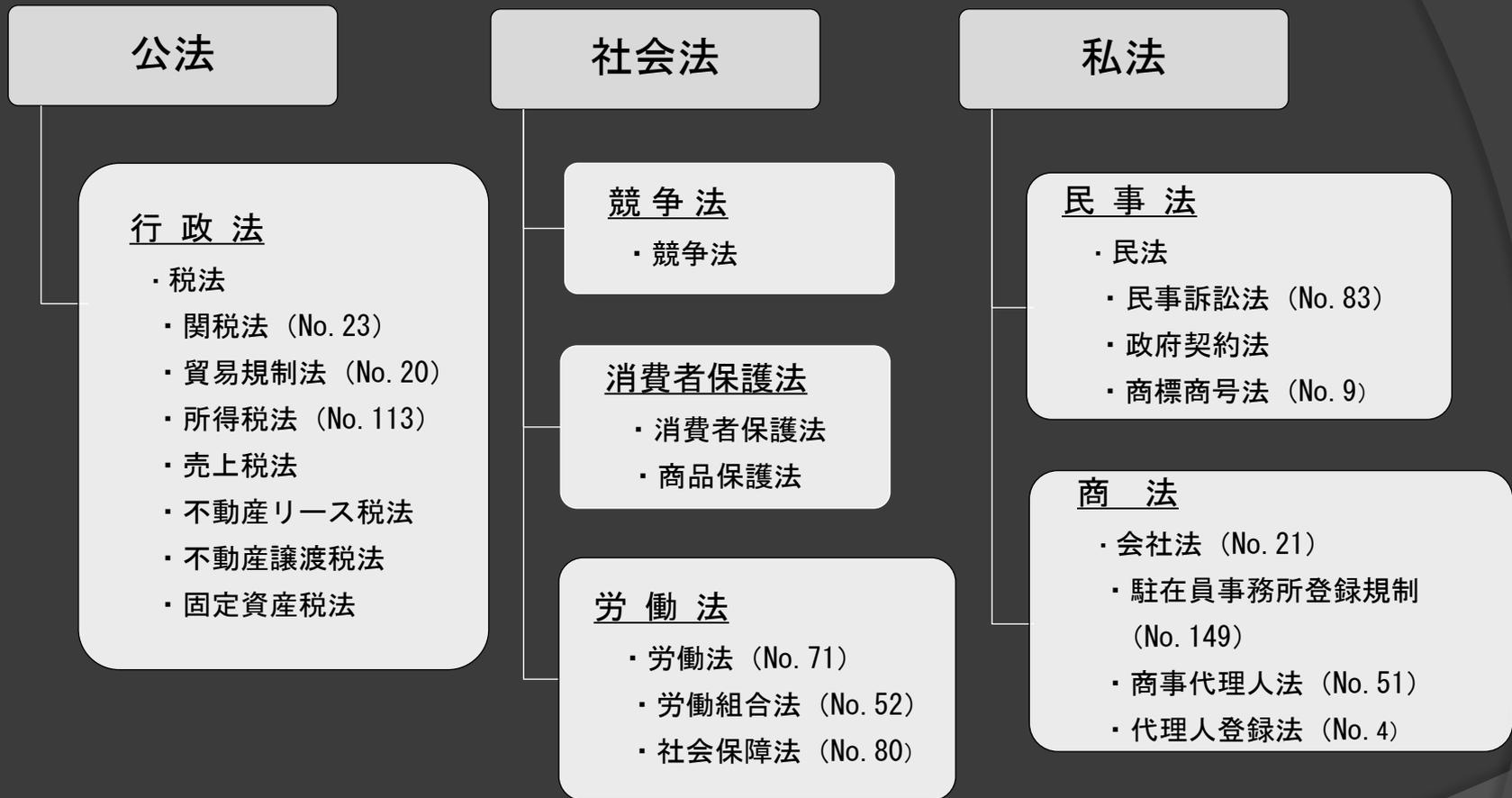
イラクにおけるビジネス法の体系は、基本的には我が国のものと大きく異なるものではない。

【全ての法律が網羅されているわけではない】

ビジネスには様々な場面があり、それぞれの場面で関連する法律が異なる場合がある。例えば、イラクに対して製品の輸出販売を行う場合、一般的には体系図に記載した法律が関係することになる。しかし、製品によって適用される法律が異なることがある。例えば、医療機器をイラクに輸出する場合は、商事代理人法や商法といった一般的な法律に加え、医療機器の知的財産権の保護のため、特許法や著作権法等が関係することもある。医薬品等の場合は、許認可制度も関連する。これに対し、資材や部品の輸出については、知的財産権法より、資材や部品に関連した個別の産業法や各種規制が重要になる。しかしながら、個別のビジネス行為に関する法律まで網羅することには限界があることから、以下の体系図では、輸出入、技術移転、直接投資に関する一般的な法律のみを中心に扱っている点につきご理解いただきたい。

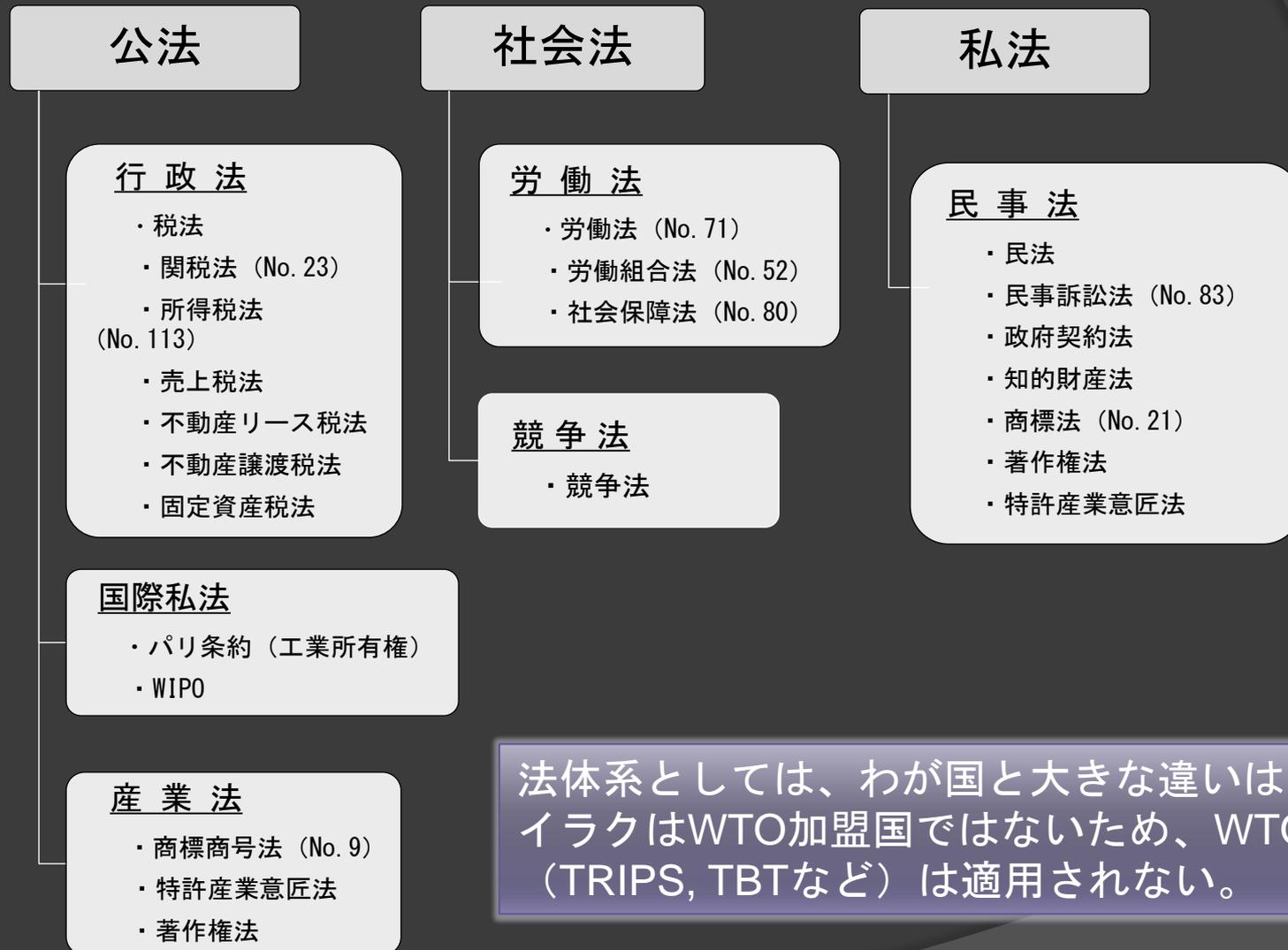
また、体系図には地域政府の法律は含まれていない。

■ イラクでの輸出・輸入に関する法律の体系図



法体系としては、わが国と大きな違いはない。

■ イラクでの技術移転に関する法律の体系図



法体系としては、わが国と大きな違いはない。
イラクはWTO加盟国ではないため、WTO規則
(TRIPS, TBTなど) は適用されない。

公法

行政法

- ・ 税法
- ・ 関税法 (No. 23)
- ・ 所得税法 (No. 113)
- ・ 売上税法
- ・ 不動産リース税法
- ・ 不動産譲渡税法
- ・ 固定資産税法

国際私法

- ・ パリ条約 (工業所有権)
- ・ WIPO

産業法

- ・ 投資法 (No. 13)
- ・ 投資規則 (No. 2)
- ・ 石油精製法 (No. 64)
- ・ Free Zone法 (No. 3)
- ・ 鉱物投資法 (No. 91)
- ・ 金融企業投資規則 (No. 5)
- ・ 観光事業法 (No. 14)

社会法

消費者保護法

- ・ 消費者保護法
- ・ 商品保護法

環境法

- ・ 環境保護改善法 (No. 3)

労働法

- ・ 労働法 (No. 71)
- ・ 労働組合法 (No. 52)
- ・ 社会保障法 (No. 80)

競争法

- ・ 競争法

イラクはWTO加盟国ではないため、WTO規則 (TRIPS, GSP、政府調達など) は適用されない。

私法

民法

- ・ 民法
- ・ 民事訴訟法 (No. 83)
- ・ 政府契約法
- ・ 知的財産法
- ・ 商標法 (No. 21)
- ・ 著作権法
- ・ 特許産業意匠法 (No. 65)

商法

- ・ 会社法 (No. 21)
- ・ 会社利益配分法 (No. 101)
- ・ 買収法
- ・ 国家財産販売リース法

金融取引法

- ・ 銀行法 (No. 94)
- ・ 中央銀行法

破産法

- ・ 破産法 (会社法)

輸出入分野におけるビジネス法 (概要)

(1) 概要

- ◎ 外国企業がイラク国内で製品等を販売する場合に地元の代理店を通す必要なし
- ◎ 商事代理店解約の際に補償金支払いなし
- ◎ 会社形態は、①株式会社、②有限責任会社、③（営業）支店、④駐在員事務所



他の国と大きな違いはない。
近年、急速にビジネス環境が進み、競争法や消費者保護法や知的財産権法が整備されてきている。

(2) 製品の「輸入」と「流通」

- ◎ イラク国への製品輸入に関しては商事代理人を通す必要なし
→外国企業はイラクに自由に輸出可
- ◎ イラク人以外の者の業務も可

外国企業がイラク国内で製品を流通させる場合：

- ・ 当該外国企業がイラク国内で法人格を有していない場合は、商事代理人が必要
- ・ 商事代理人はイラク国民でなければならない
- ・ その場合、代理人の数、地域的な独占や選定条件については、当事者間の合意があればよい

(3) 供給契約

- ◎ イラクへの製品等の供給契約（supply contract）は、メンテナンス等や機械設置に係る作業が含まれない限り、**課税対象外**
- ◎ メンテナンス等が含まれる場合、製品の供給とメンテナンス等に関する2種の契約書を作成し、メンテナンス等に関する契約が**課税対象**

(4) 商事代理人

代理人と契約
は登録が必要

商業省によるライセンス

イラク国民であり、イラクに居住していること

法的能力を有しており、25歳に達していること

犯罪で有罪判決を受けたことがないこと

業務を行うためにイラクに事務所を有していること

商工会議所の一つに属していること

母国（イラク）への忠誠を尽くしていること

公務員や公的機関の雇用者でないこと

契約の解除や独占権は民法で規定

(5) 会社設立にあたって

登録

- 外国企業は自由にイラクで会社を設立できるが、登録によりビジネスIDを取得
- 会社名はアラビア語で意味のあるものでなければならない

公開会社・民間会社

- 公開会社（Public Company）・民間会社（Private Company）は会社法および公開会社法に基づき設立

形態

- ①資本の25%の株を公的部門が購入できない民間会社
- ②少なくとも資本の25%の株を公的部門が保有する混合会社

民間会社（Private Company）

- (a)有限責任会社
- (b)証券取引審議会に登録される株式会社
- (c)合資会社
- (d)個人経営企業
- (e)単なる法人（Simple Company）

(6) 会社登記

- イラク国内に事務所を設立あるいは政府入札に参加しようとする企業は、「外国ビジネス (Foreign Business)」として登録が必要 → **イラク会社登記局**
- 登録は、イラク国内のどの地域でビジネスを行うかによる。クルディスタン地域の場合は、クルディスタン地域政府 (KRG) に登録

現地法人の設立

- 下記の書類をイラク会社登記局に提出する。
 - 申請書
 - 定款
 - 初期資本の預金額を示すイラクの銀行の書類
 - 共同出資会社においては当該会社の設立者が署名した同意書及び技術的・経済的FS

外国企業の現地法人の設立

- 外国企業の現地法人あるいは駐在員事務所設立にあたっては、親会社に関する下記の追加資料が必要
 - 親会社の法人化、設立に関する親会社が所在する国の法律に基づく公証書類（登記証明書）
 - 全ての会社形態に適用されるとする親会社の定款の複写の公証書類
 - 親会社のレターヘッドの用紙を用い下記を含むもの
 - 支店又は代理店設立の認可
 - 支店又は代理店がイラクで伝達を受領する同意
 - 親会社の直近の会計年度の財務諸表
 - 会社登記局に対する登録手続きの責任者のパスポート複写
 - その他（委任状、産業分野に特化した政府要求書類）

(7) 課税

税務登録は、事業開始から1ヶ月以内になされなければならない。

- 税金は、会計年度終了後、3ヶ月後に支払わなければならない。

イラク企業又は外国企業は、純利益の15%の一律課税を支払う義務がある。二重課税防止条約があれば効力が生じる。

- 対人課税は3%から15%になる。

全ての企業は、操業開始までに労働省に登録し、従業員数と3ヶ月分のおよその人件費に基づき、社会保障のためのしかるべき金額を支払わなければならない。

- 支払がなされたことを示す受領書を省から所得すること。
- 社会保障費（Social Security Payment）の支払は、3ヶ月毎に行う。
- 社会保障費は、従業員の給与の17%であり、雇用者の拠出が12%、従業員の拠出は5%である。

(8) 知的財産権

商標

- 商標は商標登録局に登録する。
- 商標登録局はバクダッドにあり、クルディスタン地域はスレイマニアにある。
- 登録により、登録商標の移転やライセンスを行うことができる。
- 保護期間は10年間であり、期限6ヶ月前から申請により延長が可能。
- イラクで、周知商標は登録されていなくても保護される。
- 商標法違反は、刑法が適用され、1～5年の懲役又は5千万イラクディナール（US\$42,500）から1億イラクディナール（\$85,000）の罰金

特許

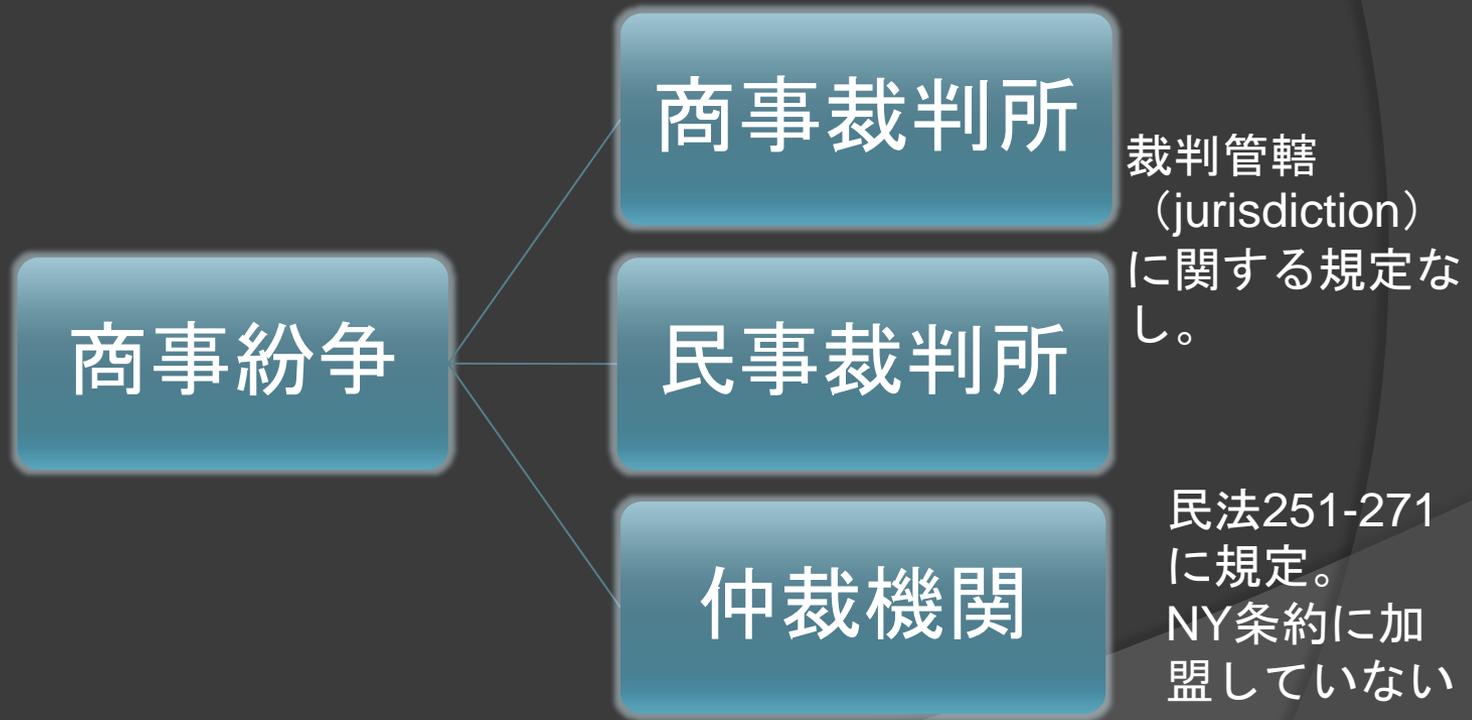
- 特許及び産業意匠登録局で登録する。
- 特許権侵害は、裁判所に対して侵害品の没収、侵害行為の差止命令及び損害賠償を求めることができる。
- 特許法は、クルディスタン地域に対しても適用される。

著作権

- 文化庁知的所有権委員会が登録を管轄する（寄託が必要）。
- 保護対象は、わが国とほぼ同じ。
- 保護期間は著者の死後50年間。
- 著作権侵害については、深刻度や頻度により判断され、懲役から罰金までである。

(9) 紛争解決

- イラクにおける紛争解決制度は、法的に十分整備されているわけではない。



イラクで国際仲裁による裁定は、国内仲裁の裁定と同様には扱われない。

輸出・輸入分野における法律 (各論)

(1) 会社法

- ◎ 1.日本法にない制度がある。
 - ◎ ・最低資本金制度（名目的な金額にすぎない）。
 - ◎ ・株式会社で一人株主は認められない（有限会社なら一人株主が認められる）。
 - ◎ ・混合会社（公的部門が25%以上出資するが、経営権は民間にある）がある。
 - ◎ ・会社登記官の制度。
 - ◎ ・取締役は株主である義務。
 - ◎
- ◎ 2.会社のガバナンス重視と、会社を使った不正行為防止の規定がある。
 - ◎ ・会社登記官によるモニターがある（増減資認可、資本金50%超損失の通知、総会開催異議申立先となる等）。
 - ◎ ・株式会社の負債は資本の部の金額の3倍までとの制限がある。
 - ◎ ・有限会社・株式会社の株式譲渡は、上場会社株式を除き、社長立会いの下で。
 - ◎ ・損失が資本金の75%以上で増減資ないし清算が強制される。
 - ◎ ・総会は定足数不足でも開催可。
 - ◎ ・取締役株主制度がある。
 - ◎ ・取締役は6社以上兼任が禁止される。
 - ◎ ・社長は取締役でなくても良い。
 - ◎ ・少数株主保護は弱い（10%以上株主等による会社の違法行為への異議申立あり）。
 - ◎ ・株式会社の授権資本金制度はない。

会社の種類

- 出資者が無限責任を負う会社と有限責任を負う会社で分けられる。
- 無限責任を負うのは、(a) 個人経営企業（一人の自然人が出資者）、(b) 単純会社（出資者は2～5人、パートナーシップ、労務出資を認める。定款で利益損失の分配方法が自由に決められる）、(c) 連帯責任会社（出資者が連帯して会社債務に責任を負う。定款で利益損失の分配方法が自由に決められる。）である。
- 出資者が有限責任を負うのは、(d) 有限会社（株主が1～25人）、(e) 株式会社（株主が設立時5～100人）、(f) 混合会社（公的部門が25%以上の株式を持つ。株主が5～25人の会社で、有限会社か株式会社となる。取締役の任命方法で政府の支配権が強くない配慮がある）である。
- 会社の名称はアラビア語で表記されるが、外国語併記が可能である。

(2) 登記代理人

- ◎ 日本法にない制度である。
- ◎ ・ 登記代理人は、あらゆる登記業務（会社、商号、商標、特許、訴訟手続き等）ができる。
- ◎ ・ 登記代理人は、イラク居住のイラク人弁護士でなければならない。
- ◎ ・ 登記代理人は、商業省における会社登記局に登録されていないといけない。
- ◎ ・ 登記代理人は、毎年年初90日以内にライセンスの更新手続きをしなければならない。
- ◎ ・ 登記代理人がライセンス更新を遅延した場合、ライセンスは取消される。

(3) 商事代理人

- ◎ 日本法にない制度である。
- ◎ ・外国法人がイラクでビジネスをする際に、商事代理人を指名する際に適用される。
- ◎ ・商事代理人は、イラクの自然人ないし地場資本のイラク法人でイラク居住者である。
- ◎ ・商事代理人は会社登記局で2年ごとにライセンスを受け、商事代理人登録リストに掲載される。
- ◎ ・個々の商事代理人は3者を超えた商事代理を登録してはならない。
- ◎ ・公務員が商事代理人となることは禁止されている。
- ◎ ・商事代理人の商事代理、つまり代理行為が本人に帰属する場合の代理の権限については、民法第927条～第949条が適用される。

(4) 外国会社による支店登記

- イラクで外国法人のままビジネスをする際には、商業省に会社登記をする。
- ・登記申請書類はアラビア語でなく、英語でも良い。
- ・申請後10日で申請受諾が知らせられる（不可となるのは、指定通りの申請をしていない場合のみ）。
- ・会社登記は日刊紙に公告される。
- ・会社登記所は、関係政府官庁（税務当局、計画省、労働福祉省他）に登記受諾証書、会社番号を通知する。
- ・イラクで外国法人のままビジネスをする際の事業形態として、外国会社支店ないし外国企業代表事務所（trade representative）がある。
- ・日本法では外国企業駐在員事務所は売上を計上してはならないが、イラクでは外国企業代表事務所という事業形態で営業行為をし、売上を計上してよい。
- ・外国法人の支店・代表事務所を登記した外国法人は、別途商事代理人を指名する必要はない（商事代理人法の不適用）。
- ・小売業をする場合は10万ドルの銀行口座への預託が必要だが、その他の事業の場合は保証金等は不要である。
- ・法人登記手数料は20万イラクディナールである。

(5) 民法

- 民法上にシャリーア法を一般法源とする規定がある（第1条(2)「該当立法規定、慣習がない場合、シャリーア法が学派の如何に問わず、衡平に先立つ、裁判所の判断基準」）。
- ・イラク民法典は、日本の国際私法規定を含み、親族相続編がない。
- ・日本民法の条文にない以下の規定がある。
- 事情変更の原則（第146条）、契約条項で解釈が不明な場合は、債務者の利益にとの原則（第166条）、約款保護規定（第167条）、売買で売主の付随義務規定（第535条）
- ・用益物権には、日本民法にない建物その他の土地以外の使用権についての規定がある。
- ・イスラム教は利息を禁止するが、イラク民法は利息を取ることを認めている（民事法定利率は4%、商事法定利率は5%、遅延利率は7%（日本は5%、6%、14%））。
- ・債権の時効は15年（日本は10年、商事は5年）。
- ・不法行為の消滅時効は3年、除斥期間15年（日本は3年、20年）。
- ・成人は、日本の20歳と異なり18歳である。
- ・典型契約は15ある（日本民法にない年金、製造契約、公共ユティリティ利権契約、射幸、保険があり、日本民法にある交換、雇用、請負、組合がない）。
- ・売買対象物の所有権・品質につき、半年の保証を求め得る（第568条）。売買対象物の種類と量の違いによる契約の取消しは、その違いが5%を超えた場合でかつ引渡しより3カ月以内でのみ認められる（第546条）。
- ・イラクはWTOには未加盟であるが、国連国際動産売買に関する条約の批准国である。
- ・日本同様、根抵当権、債権質の規定があるが、譲渡担保の規定は法文上にはない。
- ・日本同様、使用者の無過失責任の規定（第219条）、運転に格別の注意が必要な機械による損害での厳格責任の規定（第231条）はあるが、日本民法にある工作物の無過失責任の一般規定はない。

民法典の構成(1)

- ◎ 総則編（第1条～第72条）
- ◎ 総則編には国際私法に関する規定（第14条～第33条）を含む。
- ◎ 債権総論編（第73条～第505条）:債権総則、契約総論、不当利得、不法行為に関する規定
- ◎ 事情変更の原則の考えを取り入れている。
- ◎ 契約条項で解釈が不明な場合は、債務者の利益になるように解釈される。
- ◎ 約款による保護規定がある。
- ◎ 損害賠償の予約契約は認められるが、予約見積額が過大であったり、債務者が当初の義務は果たしているのに起こってしまった損害についての賠償では、損害賠償額は減額され得る。
- ◎ 不法行為の時効は、被害者が知った時から3年、行為の時から15年である
- ◎ 使用者の無過失責任の規定がある。工作物の無過失責任の規定はない。

民法典の構成(2)

- 契約各論編（第506条～第1047条）
- 所有に関する典型契約は、売買、贈与、消費貸借と年金、和解
- 売買では、給付義務のみならず、給付ができるように準備しておく義務が売主の付随義務として規定
- 物の使用に関する典型契約は、賃貸借、使用貸借
- サービスの利用に関する典型契約には、製造契約、公共ユティリティ権契約、委任、寄託
- 偶然による典型契約として、射幸、終身年金、保険
- 関係的契約による保護、消費者保護、環境保護による挙証責任の転換のような最近の各国民法にみられる新规定は、イラク民法典には約款・売買における付随義務といった規定以外見られない。
- 物権編（第1048条～第1284条）
- 所有権と所有権に派生する権利（処分権、永小作権、居住権、地上権50年、地役権15年）
- 担保物権編（第1285条～第1380条）
- 抵当権(所有権は抵当権設定者、後順位あり。将来債権・偶発債務の担保のために抵当権の設定可能)、占有による担保物権(質権を含む。集合物動産への譲渡担保可能)、先取特権。
- 最終条（第1381条～第1383条）

(6) 政府契約施行規則

- 政府及び公共部門が締結する政府契約を実施するための一般的な原則を、公開入札、商品及びサービスの提供、イラク国内外の当事者間のコンサルタント契約の分野で規定。戦後復興需要に即して制定されたもので、対応する日本の規定はない。
- ・ 政府契約には、中央政府・地方政府の行う国内外企業との調達契約と、国際機関と地区の機関（地方政府下で公共部門を担う独立機関）が行う国内調達契約がある（第2条）。
- ・ 入札対象政府契約では、入札公示、事業の計画省承認、予算の財政的裏付け、契約金額の20%の範囲での契約当事者による変更（限定入札では30%以上で再入札）が条件。
- ・ 入札には5種類ある。一般入札（5千万イラクディナール以上の場合、契約金額の1%の入札ボンドが必要（第16条））、限定入札（資格入札と価格入札の2段階がある、価格入札者は6社以上、入札ボンドが必要）、直接入札案内（コンサルタント契約で可能）、単独入札案内（単独者にのみ入札を行う理由があって、その理由を閣僚評議会の事務局における中央契約委員会に対し通知済のもの）、購買委員会による購買（5千万イラクディナール未満の少額な場合（第4条））。
- ・ 入札ボンドは契約金額の1%でイラク中銀公認銀行より、履行ボンドは契約金額の5%で国内銀行より出す（第16条）。
- ・ 開札・受注契約の適切性は、開札委員会の設置、入札ボンドが必要な入札では入札評価委員会での評価と入札評価委員会の推薦、契約当事者にモデル契約がある場合はその内容による契約、履行保証状による（第6条）。
- ・ 契約締結前の紛争は、該当中央委員会への不服申立ないし計画省の決定で設置される政府調達行政裁判所へ訴える（第10条）。契約締結後の紛争は、調停、仲裁、裁判、外国仲裁による（第11条）。

(7) 競争法

- ◎ **イラク競争法は、WTO加盟のために最低限の内容のみ規定した。**
- ◎ ・ 競争法の執行機関は、競争評議会とその事務局を務める競争委員会である。
- ◎ ・ カルテル規制、独占規制、不公正取引規制につき最低限の規制規定がある。
- ◎ ・ 適用除外行為は、産業鉱物省と商業省が、特殊事情、緊急性、期間を考慮して設定（第3条第2項）。個々のカルテルの適用除外は、競争法執行機関が事前登録で決定。
- ◎ ・ 商品の不正表示や不正広告は、消費者保護法がカバーする。
- ◎ ・ 日本等、多くの国のカルテル規制にある「価格カルテルは当然違法」規定がない。
- ◎ ・ 独占規制では、複数の企業が合併ないし企業結合行為により、物ないしサービスの生産ないし売上が市場シェアの50%以上を支配することは禁止（第9条）。合併の事前届出の可否について規定がない。
- ◎ ・ 不公正取引規制では以下の8行為類型を禁止している。
- ◎ 取引拒絶（第10条第8項）、抱き合せ販売（第10条第10項）、ダンピング販売（第11条第1項）、対価差別と取引条件の差別的取扱い（第10条第6項）、排他条件付取引（第10条第7項）、不当な高値購入（第10条第9項）、小売段階での販売価格や条件の不当な強制（第10条第11項）。
- ◎ ・ 日本等、多くの国の不公正取引規制にある「優越的地位濫用行為は違法」規定がない。
- ◎ ・ 競争評議会は法人格を持ち、内閣の権限から行政上・予算上独立している。
- ◎ ・ 競争法違反者は、1年以上3年以下の禁固刑又は100万～300万イラクディナール（8～24万円）の罰金が科され、リニエンスー制度がある。

(8) 消費者保護法

- 日本の消費者保護法の以下の法体系と比較する。
- (a) 消費者が事業者と締結する契約に関する法令（割賦販売法、利息制限法、消費者契約法、特定商取引法）、(b) 消費者が利用する商品の表示や安全、品質確保に関する法令（製造物責任法、不当景品類及び不当表示防止法、住宅品質確保促進法、食品衛生法、JAS法、家庭用品品質表示法）。
- ・イラクの消費者保護法は、上記(b)から製造物責任法を取ったものを対象範囲とし、消費者保護評議会が一元的に管理すると規定する。
- ・消費者は、商品・サービスの表示、品質安全につき情報にアクセスでき、アクセス欠如があった場合、商品・サービスの一部又は全部を返還でき、かつ裁判所に損害賠償請求ができる（第6条）。
- ・供給者の禁止行為は以下のとおり。
- (i) 欺罔的な不正運用と商品・サービスの認証基準に対する重大な事実の虚偽・隠ぺい、(ii) 消費者保護調査委員会ないし公的機関の代理人に対する調査妨害、(iii) 商品に内容、必要な場合の警告、使用期限の不表示、(iv) 使用期限の隠ぺい・改ざん、(v) 商品再包装による誤誘導
- ・告発者への報奨金制度がある。

(9) 商品保護法

- ダumping輸出、補助金輸出、極端な輸入増加等、輸入品によってイラク国内品及びイラクの生産者が損害を被らないように、不当な貿易に対する対抗措置として、アンチダumping課税賦課、相殺関税賦課ないし輸入制限措置ができることを決めた法律。
- ・WTO未加盟国イラクが、WTO認定のダumping課税を参考に独自に決めた法令。
- ・国内品に悪影響を与える貿易行為を特定するのは、産業鉱物大臣（第4条）。
- ・輸入増加による悪影響調査は、開始6ヵ月以内に終了。延期は8ヵ月上限（第7条(3)）。
- ・ダumpingないし補助金についての調査は開始1年を限度とするが、18ヵ月まで延長可。有害行為を中止するとの保証が国家ないしは援助国から得られた場合、産業鉱物大臣は、産業鉱物発展管理局の勧告によりアンチダumping税ないし相殺関税を課さないで、いつでも調査を中止できる（第8条）。
- ・産業鉱物大臣は、ダumping・補助金に対し、緊急措置として生産者・援助国政府にダumping相当分の保証を課す（第12条）。内閣は、本緊急措置が申請者以外の国内生産者・国内消費者・公共利益に反する場合、緊急措置の停止を命じる（第13条）。
- ・内閣は、緊急措置として輸入量の割当額を最終決定し、当該輸入品への適用関税税率を決め、大臣指示の緊急措置を決定し、国内生産者保護のための輸入品に対抗する措置を公共の利益とイラクが締結の国際条約上の義務に抵触しない範囲で行う（第14条）。
- ・大臣決定の対抗措置には、アンチダumping課税、相殺関税、輸入制限（輸入増加の禁止ないし輸入の国内生産に比例する輸入）がある（第18条）。

(10) 関税法

- イラク関税法は、アラブ経済共同体委員会（The Council of Arab Economic Unity : CAEU）の通関委員会採択のアラブ諸国における関税法の統一草案のような、アラブ地域経済共同体を目指した通関の協力と統一の動きを踏まえている。
- ・ 通関業務は財務大臣の下の関税局長の管轄
- ・ 輸入関税には優遇関税率と最高関税率があるが、最高関税率は35%以上で、他の国の通常関税率の2倍以内（第11条、第12条）。
- ・ 輸出国で輸出補助金を得ているかダンピング輸出されていた場合、財務大臣提案に基づく相殺関税（法文上は追加補償関税とある）が課される（第13条）。
- ・ 関税決定への異議は、関税異議委員会で（第74条）。
- ・ 財務大臣決定による銀行保証・現金支払により、関税支払前の物の引き取り可能（第82条）。
- ・ 関税賦課の保留には、関税支払保証が現金、銀行保証ないし供託が必要（第83条）。関税賦課の保留は、トランジット貨物、保税倉庫での保管（3カ月の範囲で民間所有の倉庫を保税倉庫にでき、民間所有の店舗での1年以内（1年延長可）の保管も保税扱いが可）、ないし自由貿易地域（free zone）でなされる。
- ・ 日本では、保税工場で外国貨物と内国貨物とを混じて使用した製品は、貨物数量比で外国貨物とみなすが（日本関税法第59条）、イラクでは、財務大臣の決めた加工度の規則により原産地が決まる（第133条、第32条）。
- ・ イラクは、関税違反についての処罰が厳しい国として有名である。関税訴訟で決定された金額が支払義務者の動産不動産でもって回収され得ない場合、2年以内の禁固に処せられる（第257条）。
- ・ 虚偽の輸入税関申告には、2倍から5倍の重加算税（第197条）。
- ・ 虚偽の輸出税関申告には、1倍から2倍の重加算税（第198条）。

ご静聴ありがとうございました。